

るように、題目は五重玄を総在し、具足している総名と理解できるのである。これを更に徹底した、慶林日隆は、『開述願本宗要集』に

「而るに五義総在すれば別別於総・総総於別する故に、総名体具の五義・体等の体具の五義相分れて本門は総名を以て能具となし、体宗用を以て所具と為す。一中略し、体宗用の三章を以て総名に裏み五義総在の本地の妙法蓮華経を以て本門の五重玄と名くるなり。」(8)

として、題目の総名を強調するのである。

このように、天台教学で示される「総別」は両者相伴して全体を表現するという用いられ方から、日蓮教学、更に日隆に於ては、妙法五字、題目の強調に「総別」が総合表現として用いられ、「総」の強調がなされているといえる。

〔註〕

- (1) 『法華玄義』大正蔵、三十三卷 六八一頁
- (2) 『法華玄義釈籤』大正蔵、三十三卷 八一七頁
- (3) 『昭和定本 日蓮聖人遺文』 一二四三頁
- (4) 『同書』 一二九八頁
- (5) 『同書』 一五二七頁

- (6) 『同書』 七一七頁
- (7) 『同書』 九〇二頁
- (8) 『開述願本宗要集』五卷 四三三頁

日蓮聖人の「依正不二」観 について

松 脇 行 真

日蓮聖人の宗教体験の起点と特質が『立正安国論』に在り、それが聖人の一念三千と関わりを持つてゐることは『撰時抄』に三度の国家諫暁を「法華経の一念三千と申大事の法門」(定一〇五四頁)と示され、その三度の初めが『立正安国論』であることや、『富木入道殿御返事』に天台・伝教時よりも末法の聖人の方が法華経による迫害に値われていること、つまり、法華経の色説を以つて「本門・事一念三千」(定一五二二頁)と教示され、この色説の契機が『立正安国論』上奏にあることから伺える。

そして、『立正安国論』と一念三千を結ぶものは、一

念三千に内在する、衆生の一念の心の善悪が国土世間の善悪を生じるといふ依正不二の考え方により、必然的に『立正安国論』を著わされたということである。

「依正不二」は、妙楽大師の『女義釈籤』十四で一念三千を以って説示され、妙楽大師の一念三千観の特徴である「身土一念三千」といふ国土世間の強調を良く表わしている。

聖人は「依正不二」といふ語句は用いられてないが、『瑞相御書』（八七三頁）をはじめ、その考え方は遺文の随所に見える。『守護国家論』には、「祈_シ世間安穩_ニ而国起_ニ三災_ニ可_レ知_ニ惡法流布_ニ故_一。」（定一一六頁）・『立正安国論』には「世皆背_レ正人悉帰_レ惡_ニ（中略）災起_ニ難_一」（定二〇九頁）等と、災難興起が正報たる衆生の謗法に由来すると教示されている。また、『法華取要抄』に「天瞋人有_レ失也」（定八一八頁）・『法蓮鈔』に「天地は国の明鏡也」（定九五五頁）、『撰時抄』に「天の御けしきいかりすくならず」（定一〇五三頁）とし、依報の状態の観察が正報を導く指標となると教示されている。

さらに、正報が経文説示の要請を実行することにより、依報もその経文通りの「瑞相」を示すということも

『観心本尊抄』（定七二〇頁）『法華取要抄』（定八一二頁）等に見うけられる。

また、『守護国家論』（二二九頁）には、法華経の修行者も（正報）の住処も（依報）、即浄土であると述べられ、『開目抄』（五七六頁）には、釈尊の発迹顕本により、この国土は本土となると示され、『観心本尊抄』（七二二頁）には寿量顕本の当初より娑婆は本国土として成立していることが説示されている。

このような聖人の本国土観の根底には、『立正安国論』の「改_シ信仰之寸心_ニ・帰_ニ実乘之一喜_ニ」^{（一）}「然_レ則_レ三界皆仏国_ニ・十方悉宝土_ニ」との「依正不二」観が内在すると思われるのである。

以上、聖人は一念三千の一側面として「依正不二」を受領され、この原理に基づいて、『立正安国論』上奏に初まる浄仏国土実現の實踐に邁進されたと思われる。